

○ 国立大学法人宮崎大学年俸制教員給与規程適用者の退職手当に関する規程

平成27年2月26日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学年俸制教員給与規程（以下「年俸制教員給与規程」という。）第7条第2項に定める退職手当を支給する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 年俸制教員給与規程が適用される教員（以下「年俸制教員」という。）のうち、年俸制教員給与規程を適用される以前に、国立大学法人宮崎大学職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第9条、第10条、第11条及び第12条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続に含まれる期間（以下「退職手当規程上の勤続期間」という。）を有している者を対象とする。

(退職手当)

第3条 退職手当は、年俸制教員給与規程（退職手当規程第10条又は第11条の規定により退職手当規程上の勤続期間が含まれることとなる機関（以下「他の国立大学法人等」という。）において規定する年俸制教員給与規程に相当する規程を含む。）の適用を受けることとなった日の前日に、その者の都合により退職したものとみなして、実際に退職し、又は解雇された日における退職手当規程により算定した額とする。

(出向者の取扱い)

第4条 年俸制適用教員が、人事交流その他の事由によって引き続いて他の国立大学法人等の職員となった場合、その者が当該他の国立大学法人等において年俸制教員給与規程及びこの規程に相当するものを適用され、前条に相当するものを支給されることとなるときは、この規程による退職手当は支給しない。

(補則)

第5条 年俸制適用教員の退職手当に関し、この規程に定めのない事項については、退職手当規程の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成27年2月26日から施行する。